

平成31年（ネ）第1105号 福島原発事故損害賠償請求控訴事件（原審・東京
地方裁判所平成25年（ワ）第6103号、同第19720号）

（令和5年12月26日午前11時 判決言渡 101号法廷）

判 決 要 旨

第1 当事者

控訴人兼被控訴人（一審原告） 一審原告1-1ほか46名

（※ただし、一審原告16-2～4、同17-4・5の5名は「控訴人」の立場のみ）

控訴人兼被控訴人（一審被告） 東京電力ホールディングス株式会社

控訴人兼被控訴人（一審被告） 国

第2 裁判体

東京高等裁判所第8民事部 裁判長裁判官 三角比呂

裁判官 川淵健司

裁判官 知野明

第3 主文

1 一審原告16-2、同16-3及び一審被告東電の各控訴に基づき、原判決中、一審原告16-4、同17-4及び同17-5（以下、本主文において、この3名を併せて「一審原告16-4ら3名」という。）以外の一審原告らの一審被告東電に係る請求部分を次のとおり変更する。

(1) 一審被告東電は、一審原告16-4ら3名以外の一審原告らに対し、判決別紙3認容額等一覧表【略】の「原告番号」欄記載の各一審原告に係る同別紙「認容額」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。（認容額合計2346万7532円）

(2) 一審原告16-4ら3名以外の一審原告らの一審被告東電に対するその余の請求をいずれも棄却する。

2(1) 一審被告国の控訴に基づき、原判決中一審被告国の敗訴部分を取り消す。

(2) 一審原告16-4ら3名以外の一審原告らの一審被告国に対する請求をいずれも棄却する。

- 3 一審原告16-2、同16-3以外の一審原告らの控訴をいずれも棄却する。
- 4 一審原告16-2、同16-3及び一審被告東電のその余の控訴をいずれも棄却する。
- 5 訴訟費用は、①一審原告16-4ら3名と一審被告らとの間で生じた訴訟費用は、第1、2審とも当該一審原告らの負担とし、②一審原告16-4ら3名以外の一審原告らと一審被告国との間で生じた費用は、第1、2審とも当該一審原告らの負担とし、③一審原告16-4ら3名以外の一審原告らと一審被告東電との間で生じた費用は、第1、2審とも、判決別紙3認容額等一覧表【略】の「訴訟費用負担割合」欄記載の割合の費用を当該各一審原告の負担とし、その余を一審被告東電の負担とする。
- 6 この判決は、第1項(1)に限り、仮に執行することができる。ただし、一審被告東電が、一審原告16-4ら3名以外の一審原告らに対し、各一審原告に係る別紙3認容額等一覧表【略】の「担保額」欄記載の各金員の担保を供したときは、一審被告東電は、当該担保を供した一審原告との関係でその執行を免れることができる。

第4 事案の概要

- 1 一審原告ら（合計47名）は、いずれも平成23年3月11日当時、福島県福島市、郡山市、いわき市又は田村市に居住していた者であり（一部未出生の者が含まれる。）、うち1名は旧緊急時避難準備区域からの避難者であり、その他の一審原告らは、自主的避難等対象区域からの避難者である。

本件は、一審原告らが、同日に発生した東北地方太平洋沖地震（本件地震）及びこれに伴う津波（本件津波）に伴い福島第一原子力発電所（本件原発）から放射性物質が放出される等の事故（本件事故）が発生したことによって避難を余儀なくされ、これに伴う各種損害が生じたと主張して、本件原発を設置、運転していた一審被告東電に対しては、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）3条1項、民法709条又は同法717条1項に基づき、一審被告国に対しては、本件原発の敷地高を超える津波を予見しながら規制権限の行使を怠った違法がある等と主張して、国家賠償法（国賠法）1条1項に基づき、連帯して、損害の一部請求として、判決別紙認容額等一覧表【略】の「原告番号」欄記載の各一審原告に係る同一覧表の「請求額」欄記載の各損害賠償金（合計請

求額6億3468万3800円)及びこれに対する本件事故が発生した日である平成23年3月11日から支払済みまで民法(平成29年法律第44号による改正前のもの)所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である(なお、亡一審原告9-7は原審係属中に死亡し、一審原告9-1がその地位を承継した。)

2 原審は、一審原告16-2、同16-3、同16-4、同17-4及び同17-5の請求を全部棄却し、その余の一審原告らの請求について、一審被告東電は原賠法3条1項、一審被告国は国賠法1条1項に基づき、請求額の一部を連帯して支払うことを命じる一部認容判決をした。これに対し、一審原告ら、一審被告東電及び一審被告国は、いずれもその敗訴部分を不服として、本件各控訴を提起した。

第5 争点

本件の主な争点は、①一審被告国の責任、②一審被告東電の過失(注意義務違反)の程度、③本件事故と一審原告らの避難との間の相当因果関係、④一審原告らの損害の有無及び額並びに一審被告東電の弁済の抗弁である。

第6 当裁判所の判断

1 当裁判所は、一審原告16-4、同17-4及び同17-5(一審原告16-4ら3名)の一審被告らに対する請求については、原審の判断と同様であるが、その余の一審原告らの請求については、原審と異なり、下記のとおりとするのが相当であると判断する。

(1) 一審原告16-4ら3名以外の一審原告らの一審被告東電に対する請求は、主文の限度で理由があるから、一審原告16-2・3及び一審被告東電の各控訴に基づき、原判決中一審原告16-4ら3名以外の一審原告らの一審被告東電に対する請求部分を主文のとおり変更すべきである(認容額の合計は2346万7532円)。

(2) 一審原告16-4ら3名以外の一審原告らの一審被告国に対する請求は理由がないから、一審被告国の控訴に基づき、原判決中一審被告国の敗訴部分を取り消し、同取消部分に係る上記一審原告らの請求をいずれも棄却すべきである。

(3) 一審原告16-2、同16-3以外の一審原告らの控訴は、理由がないか

ら、これをいずれも棄却すべきである。

2 判断理由

争点に対する判断理由の要旨は、次のとおりである。

(1) 一審被告国の責任について

本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合、防潮堤等を設置することにより敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであったところ、かかる措置は、本件事故当時の知見の下においては、津波による原子炉施設の事故を防ぐための措置として合理的で確実なものであったといえることができる。他方、本件全証拠によっても、本件事故以前において、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合に、想定される津波による上記敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置を講ずるだけでは対策として不十分であるとの考え方が有力であったことはいずれも明らかで、その他本件事故以前の知見の下において、防潮堤等を設置するという上記措置が原子炉施設の津波対策として不十分なものであったと解すべき事情はいずれも明らかでない。そうすると、経済産業大臣が電気事業法（電業法）40条に基づく規制権限を行使していた場合には、一審被告東電において、本件試算津波（平成20年に一審被告東電において、本件長期評価に基づいて本件原発に到来すると試算された津波）と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえることができる。

ところが、本件地震の規模は津波マグニチュード9.1であり、本件長期評価に基づいて想定される地震よりもはるかに規模が大きいものであり、本件津波による主要建屋付近の浸水深も、本件試算津波の想定を大幅に超える最大で約5.5mに及んでいる。そして、本件試算津波の高さは、本件敷地の東側前面においては敷地の高さを超えることはなく、本件試算津波と同じ規模の津波が本件原発に到来しても、本件敷地の東側から海水が本件敷地に浸入することは想定されていなかったが、現実には、本件津波の到来に伴い、本件敷地の南東側のみならず東側からも大量の海水が本件敷地に浸入してい

る。これらの事情に照らすと、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといえる。

本件事故当時、一審原告らが主張するように、津波から原子炉施設を防護するための水密化の措置が一般的に行われていたとはいえず、また、原子力発電所の津波対策として、防潮堤等による防護を図ることに加え、原子炉施設の電源設備の高所設置等の防護措置を採ることが一般的に行われていたとはいえない。

以上によれば、本件事実関係の下においては、仮に経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、電業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件原発の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを一審被告東電に義務付け、一審被告東電がその義務を履行していたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件原発の敷地に浸入することは避けられなかった可能性が高く、その大量の海水が主要建屋の中に浸入し、非常用電源設備が浸水によりその機能を失うなどして本件各原子炉施設が電源喪失の事態に陥り、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。そうすると、本件事実関係の下では、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできないことになるから、一審被告国が、経済産業大臣が上記規制権限を行使しなかったことを理由として、一審原告らに対し、国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を負うということとはできない（最高裁令和3年（受）第1205号同4年6月17日第二小法廷判決・裁判集民事268号37頁参照）。

一審原告らのその他の国賠法上の違法の主張についても、理由がない。

(2) 一審被告東電の過失の程度について

一審被告東電は、原賠法3条1項に基づき、本件事故と相当因果関係のある損害について過失の有無を問わず賠償責任を負うから、一審被告東電の責

任原因の判断において、同社の過失（注意義務違反）の有無を検討する必要はないこととなる。この点、一審原告らは、一審被告東電には、本件事故の発生について故意に匹敵する重大な過失があったから、このことは一審原告らの慰謝料の増額要素となる旨主張するが、本件長期評価に対する一審被告東電の対応を見ても、本件全証拠を踏まえても、本件事故の発生について、一審被告東電に故意に匹敵する重大な過失があったとまでは認められない。

(3) 本件事故と一審原告らの避難との間の相当因果関係について

ア 本件事故が発生したことにより、政府等により避難指示や自主避難勧告が発せられるなどして避難を余儀なくされた者は、平穏な日常生活を脅かされ、平穏生活権を侵害されたと認められるが、政府による避難指示等によらないで生活の本拠から避難した者についても、通常人の感覚に照らし、その避難に合理性が認められ、避難と本件事故との間に相当因果関係が認められる場合には、同様に平穏生活権の侵害が認められ、これらの場合には、相当因果関係が認められる範囲で損害の賠償を請求することができる。

イ 自主的避難等対象区域からの避難について（一審原告8以外の一審原告ら）

自主的避難等対象区域は、年間積算線量が20mSvを超えないため、一審被告国の避難指示・屋内退避指示等の対象とされなかった地域であるから、同区域内の住民は、本件事故時住所地からの避難を強制されたものとはまではいえない。しかし、本件津波により本件各原子炉が全電源を喪失し、本件原発1号機から3号機までの各原子炉について冷却機能が失われた結果、各原子炉の炉心が損傷し、放射性物質が大量に放出されるという未曾有の原発事故（本件事故）が発生したこと、一審原告8以外の一審原告らの本件事故時住所地はいずれも本件原発から約30kmから約70kmの範囲に位置し、本件事故直後にはこれらの地域では通常よりも相当に高い放射線量が測定されたこと等が認められるところ、本件事故直後には、本件事故による放射能汚染の影響やその範囲に関する十分な情報が得られない中で、本件事故が収束せず進展することによって放射線被ばくを受けることの恐怖や不安を抱くことはやむを得ないものといえ、かかる状況の下において、放射線被ばくによる健康への危険を回避するために居住地から避難をすることは、通常人の行動として合理的であるといえる。したがっ

て、本件事故と自主的避難等対象区域からの避難開始との間には、相当因果関係が認められるというべきである。そして、一審被告東電及び政府は、平成23年12月16日、本件原発の原子炉が冷温停止状態に達したと判断し、これを受けて同日内閣総理大臣が本件事故そのものは収束した旨を宣言し、これにより、通常人の感覚に照らし、本件事故が以後進展することへの不安等は概ね解消されたといえることができることからすれば、自主的避難等対象区域からの避難の合理性が認められる終期は、特段の事情のない限り、同年12月末までと認めるのが相当である。

ただし、子供及び妊婦については、一般に放射性物質に対する感受性が高いとされていることから、通常人において、放射線被ばくについて一層不安や恐怖を抱くことは合理的であると認められ、このことを踏まえると、18歳未満の子供及び妊婦については、本件事故発生から約1年半後である平成24年8月末までを避難の合理性が認められる終期とすることが相当である。また、子供の同伴家族（両親等）については、当該同伴者自身には、放射線被ばくに対する感受性が高いことにより一層不安や恐怖を抱くという事情が認められないものの、子供の年齢等に照らし両親等による恒常的な監護が不可欠であるような場合には、当該同伴家族も、監護を要する子供に付き添って避難を継続せざるを得ないと解されることから、避難の合理性が認められる終期は、子供と同様に平成24年8月末までとすることが相当である。

ウ 緊急時避難準備区域からの避難について（一審原告8）

一審原告8の本件事故時住所地は、平成23年4月18日には屋内退避指示が出され、同月22日には緊急時避難準備区域に指定されたこと、緊急時避難準備区域の居住者等には、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと、引き続き自主的避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域内に入らないようにすること等が求められていたことなどからすれば、一審原告8は、緊急時避難準備区域の指定が解除される同年9月30日までは、事実上避難を強いられたものであったといえる。そして、一審原告8は、同指定解除後も避難を継続しているところ、いったん事実上避難を強いられた地域の従前居住者

等において、帰還や移住等の決断をし、かつ、その行動を起こすことに相応の時間がかかることはやむを得ない面があることも考慮すると、少なくとも平成24年8月末までは、一審原告8の避難継続と本件事故との相当因果関係が認められる。

- (4) 一審原告らの損害の有無及び額並びに一審被告東電の弁済の抗弁について
- ア 一審原告らの慰謝料額の算定に当たっては、各一審原告らの本件事故時住所地の区分（緊急時避難準備区域か、自主的避難等対象区域か）、各一審原告らの属性（子供又は妊婦か、それ以外の大人か等）、各一審原告らが避難を開始した経緯、避難を余儀なくされた期間、慰謝料の増額事由と解すべき事情のほか、本件に現れた一切の事情を斟酌することが相当である。そして、一審原告16-4ら3名以外の一審原告らについて、各々の個別事情を踏まえ、慰謝料額を判断した。
- イ 一審原告らの請求する慰謝料以外の損害については、各一審原告らの個別の事情及び立証の状況を踏まえ、その有無及び額を判断した。
- ウ また、一審被告東電の弁済の抗弁については、一審原告らと一審被告東電の間では、同一審被告の支払った賠償金は、精神的損害に対する賠償と避難に伴い生じた実費分の損害に対する賠償という費目ごとに支払われたもので、弁済の時点において、上記費目ごとに充当するとの黙示の合意が成立していたと認められること、本来各人が負担すべき費用を世帯の代表者が負担したような場合は、費用負担者が誰であるかにかかわらず、世帯構成員に支払われた実費分の賠償金を弁済として充当することができることから、これに沿って上記損害額から控除した。
- エ 本件事故当時胎児であった一審原告16-4、本件事故当時胎児ですらなかった一審原告17-4・同17-5については、仮に何らかの慰謝料を認める余地があるとしても、本件に現れた一切の事情を踏まえても、一審被告東電からの既払賠償金額を超える慰謝料を認めることはできないから、その請求はいずれも理由がない。

以上